昭和58年　第861号
8月28日

市報 にいがた

市の人口
	前月比
人口 460,405	(＋ 79)
男 225,659	(＋ 50)
女 234,746	(＋ 29)
世帯数 148,886	(＋ 1)
58年7月末現在

発行日 毎週日曜日
発行所 新潟市役所
新潟市西堀通6番町
866
電話 代表(28)1000
編集人 二宮省三
(指当企画部広報課)
印刷所 (株)第一印刷所

一般健康診査

40歳以上が対象
9月1日から11月30日まで

老人保健法に基づく一般健康診査とすこやか健康教室が九月から始まります。一般健康診査は昨年までの老人健康診査と循環器検診を統合したもので、四十歳以上を対象としています。市独自の診査項目である聴力、腰椎、膝関節も引き続き実施します。この機会にぜひ受診しましょう。

今年二月に施行された老人保健法により、老人医療費の一部負担金導入のほか、医療以外の保健事業も変更になりました。

この中の一般健康診査が九月から十一月まで、委託された病院、医院で行われます。

健康診査の受診率は五十七年の老人健康診査で三九・六%。しかしこの受診者の八割が病気を持っており、療養を要するという結果が出ています。

厚生省がまとめた昨年の国民健康調査によると、およそ八人に一人が何らかの病気を患うという、史上最悪の結果が出ています。病気別では脳循環器系疾患が千人当たり四二・四件とトップ。成人病もこの十年間でほぼ二倍という急増ぶりです。

健康管理はまず自分の健康状態を知ることから。健康診査を受けましょう。

いつまでもお元気で。健康管理は壮年期から。（坂井輪地区ゲートボール大会）

〈受診方法〉

◉**日時** 九月一日から十一月三十日まで。受診は各医(病)院の受付時間内に(正午まで)

◉**対象者** 四十歳以上の市民(昭和十九年三月三十一日までに生まれた人)。ただし事業所等で健康診査を受ける機会のある人は除かれます。

①すでに同居の親族があり、建設後も引き続き同居することです。また給与所得は収入金額から給与所得控除額を控除した後の金額をいいます)

②申込時において新築、増改築の工事請負契約を締結していないこと

③市税を完納している人

④世帯の前年一年間の総所得金額が四百三十五万円以下の人(総所得金額とは給与所得、事業所得、利子所得、配当所得等すべての所得の合計金額です。

◉**貸し付け対象**

①市の住民基本台帳に一年以上登録されており、自ら居住するために新築、増改築(連棟の建売り住宅は該当しません)を行う人

市では、市内に居住する勤労者で、市内に住宅を新築、増改築しようとする人に対し、資金の貸し付けを行います。

これは、今年四月に実施した勤労者住宅建設資金の貸し付けの要領は次の通りです。大いにご利用下さい。

◉**貸し付け対象**

①市の住民基本台帳に一年以上登録されており、自ら居住するために新築、増改築(連棟の建売り住宅は該当しません)を行う人

②すでに同居の親族があり、建設後も引き続き同居することです。また給与所得は収入金額から給与所得控除額を控除した後の金額をいいます)

③市税を完納している人

④世帯の前年一年間の総所得金額が四百三十五万円以下の人(総所得金額とは給与所得、事業所得、利子所得、配当所得等すべての所得の合計金額です。また給与所得は収入金額から給与所得控除額を控除した後の金額をいいます)

⑤申込時において新築、増改築の工事請負契約を締結していないこと

⑥住宅部分の床面積が五〇平方㍍以上一三五平方㍍以下であること(増改築の場合は完成後の面積)

⑦増築、一部改築を除き木造であること

◉**申込受付期間** 九月一日～十二日まで

◉**申込場所** 新潟県労働金庫本店(寄居町三二一三八、☎28―三四一一)、同東新潟支店(花園一―二一二、福祉センター内、☎45―四一五二)、同山の下支店(秋葉通二―三七二三、☎73―六一八一)

※詳しい案内書、申込書は申込場所および市労政課(西堀前通六、第二西堀ビル五階、☎28―一〇〇〇)に備えてあります。

◉**申し込み**

①住宅金融公庫、県等の貸付制度と併用して申し込みできます

②申込金額の総額が貸付予定額を超えた場合は抽選します

③勤務先に住宅建設資金の貸付制度がない人は優先して取り扱います

◉**その他**

※雨天中止

◉**集合** 午後二時までに西海岸公園内のお城のすべり台前へ

◉**用具** 軍手、ポリ袋、ゴミばさみ等。実行委員会でも用意しますが、できるだけご持参下さい。

◉**問い合わせ** きれいなまちづくり運動実行委員会事務局(☎28―一〇〇〇 内線352 市清掃課内)へ

勤労者住宅建設資金の貸し付けを追加募集
申し込み　9/1～9/12

秋の砂浜を美しく
9/3金衛町浜で
海岸清掃

人の去った海岸の主役は〝ゴミ〟――。今年の夏は後半、連日真夏日が続き、海岸も混み合いました。

きれいなまちづくり運動実行委員会では海岸クリーン作戦として金衛町浜の清掃を実施します。

ゴミを拾いながら「捨てない、汚さない」という意識が市民に広まることを願っています。どうぞご参加下さい。

浜浦小学校、関屋小学校の生徒も参加します。

◉**日時** 九月三日午後二時～

◉**集合** 地区保健センター、北地区保健センター、鳥屋野地区保健センター、中地区保健センター、入船地区保健センター、西地区公民館、坂井輪地区公民館

すこやか健康教室は9会場

すこやか健康教室は、三回で一コース。九月から十二月の間に九会場で行われます。今年度は四十歳以上の婦人を主な対象に、乳がんの自己検診法やリズム体操、食事講習を行います。詳しい日程は本紙面で後日お知らせします。お近くの会場をご利用下さい。

◉**会場** 東・西保健所、石山民館

◉**診査機関** 一般健康診査委託医療機関(二面に一括掲載)

◉**診査内容**

①**一般診査**：問診、身体計測、血圧測定、検尿、理学的検査(聴打診など一般的な診察)

②**精密診査**(一般健康診査を行った医師が必要と認めた項目の検査をします)：循環器検査、貧血検査、肝機能検査、血糖検査

③**市の事業として行う精密検査**：対象は六十歳以上、一般健康診査を行った医師が必要と認めた検査について行います)：聴力検査、腰椎のX線検査、膝関節のX線検査。※ガンセンター新潟病院は除く

◉**自己負担金**

一般診査：無料

精密診査：一人千円

※次の人は無料です。

⑦昭和五十九年三月三十一日までに六十歳に達する人

④生活保護世帯に属する人(福祉事務所長の証明書が必要)

⑤市民税非課税世帯に属する人(市長が発行する証明書が受診者ごとに必要)

※証明書を医療機関窓口へ

市の事業として行う精密診査：無料

◉**受診の手続き** 医・病院に「一般健康診査受診券」と健康保険証、健康手帳をお持ちの人はその手帳を持参して下さい。

◉**健康手帳の交付** 七十歳未満の人で健康手帳の交付を希望される場合は、一般健康診査委託医療機関の窓口に申し出て下さい。※ガンセンター新潟病院は取り扱いしません

◉**注意** 従来の「老人健康診査」および「循環器検診」は新しい制度による「一般健康診査」として行われます。新しい制度により、「胸部レントゲン検査」「消化管検査」がなくなります。これらの検査は集団会場での結核の健康診断または検診車による胃ガン検診を利用して下さい。

※一般健康診査の受診券は各自治会、町内会で配布していますが、届かない場合は一般健康診査委託医療機関の窓口に申し出て下さい。

※検診料の市の公費負担は一人につき年一回です。

◉**問い合わせ** 市保健衛生課保健予防係(☎28―一〇〇〇内線598)東保健所保健予防課予防係(☎43―五三一一内線37)西保健所保健予防課予防係(☎66―五一七一内線11)

保存樹を訪ねて (22)

〝下場のたぶのき〟

「みーん、みーん、みーん」とセミが何百匹も止まっている大きなたぶの木。先代が水田の用水を堀り起こした残土を肥料に、一生懸命太らせた。たぶのきは生命力が盛んで、枝を切り取った跡は、四年ほどで大きなコブのようになる。梅雨時は、幹にコケがたくさん生えてくる。秋になると、周りに実がいっぱい落ちて、手入れに五日もかかるという。

渡辺収一郎さんは市展の審査員を務める写真家で、個展も何度か開いたことがある。保存樹の写真集を出版する予定で、今は、その準備に入っている。

(メモ)
所有者 渡辺収一郎
所在地 下場
樹種 たぶのき
樹齢 約百五十年
幹周 二・五㍍
高さ 十五㍍

伝承芸能発表会

新潟市には「追分け」「獅子舞」「木遣」など数多くの芸能が昔から伝えられています。これらの芸能を伝承する12団体が一堂に会し、ご披露します。

日時 9月3日午後6時半開演(午後6時開場、入場無料)
会場 市音楽文化会館

『新潟新聞・明治編下』刊行

―新潟市合併町村の歴史基礎史料集4―

内容 「明治編上」に引き続き、明治27年1月～同44年12月の新聞記事から、新潟市における歴史上重要な記事を選び、写真復刻再編集したもの
価格 1冊3,000円(B5判、680ページ)
販売先 市内の主な書店
問い合わせ 東地区総合庁舎4階合併町村史編集室(〒950、蒲原町7―1、☎41―4111)へ

〈交通安全シンポジウム〉お気軽に参加を！

「飲酒運転事故防止」討論会

日時 八月二十日午後一時～四時
会場 県民会館小ホール(入場無料)
内容 「飲酒運転防止について」(斎藤勉新大助教授)をテーマにパネルディスカッション

はかり定期検査

受付時間 午前9時～午後3時

会場	月日	区域
山潟小学校	9・6	姥ケ山、長潟、清五郎
石山連絡所	9・7	黒山、粟山1～4丁目、中野山、中野山1～7丁目、猿ケ馬場、猿ケ馬場1～2丁目、岡山、新岡山2丁目、児池、中島、東中島1～4丁目、石山団地、下場、下場新町、下場本町
	9・8	山二ツ、石山、石山1～8丁目、新石山1～3丁目、東明1～7丁目、江南1～6丁目
巡回総合新潟節センター	9・9	鉾新町1～3丁目、竹尾鉾新町

2級販売士検定試験

試験日 10月5日午前9時～
会場 新潟商工会議所
受験料 3,200円
申し込み 9月9日までに新潟商工会議所専門指導センター(☎23―6271)へ

勤労者住宅建設資金の貸し付けを追加募集

申し込み　9/1～9/12

市では、市内に居住する勤労者で、市内に住宅を新築、増改築しようとする人に対し、資金の貸し付けを行います。

これは、今年四月に実施した勤労者住宅建設資金の貸し付けの要領は次の通りです。大いにご利用下さい。

◉**貸し付け対象**

①市の住民基本台帳に一年以上登録されており、自ら居住するために新築、増改築(連棟の建売り住宅は該当しません)を行う人

②すでに同居の親族があり、建設後も引き続き同居することです。また給与所得は収入金額から給与所得控除額を控除した後の金額をいいます)

③市税を完納している人

④世帯の前年一年間の総所得金額が四百三十五万円以下の人(総所得金額とは給与所得、事業所得、利子所得、配当所得等すべての所得の合計金額です。

⑤申込時において新築、増改築の工事請負契約を締結していないこと

⑥住宅部分の床面積が五〇平方㍍以上一三五平方㍍以下であること(増改築の場合は完成後の面積)

⑦増築、一部改築を除き木造であること

利率年5.5%、20年償還
300万円まで
10万円単位で

◉**貸し付け条件**

貸付金額 一戸当たり五十万円以上三百万円まで十万円単位

利率 年五・五%

◉**申し込み**

申込受付期間 九月一日～十二日まで

申込場所 新潟県労働金庫本店(寄居町三二一三八、☎28―三四一一)、同東新潟支店(花園一―二一二、福祉センター内、☎45―四一五二)、同山の下支店(秋葉通二―三七二三、☎73―六一八一)

※詳しい案内書、申込書は申込場所および市労政課(西堀前通六、第二西堀ビル五階、☎28―一〇〇〇)に備えてあります。

◉**申し込み**

①住宅金融公庫、県等の貸付制度と併用して申し込みできます

②申込金額の総額が貸付予定額を超えた場合は抽選します

③勤務先に住宅建設資金の貸付制度がない人は優先して取り扱います

◉**その他**

※雨天中止

◉**集合** 午後二時までに西海岸公園内のお城のすべり台前へ

◉**用具** 軍手、ポリ袋、ゴミばさみ等。実行委員会でも用意しますが、できるだけご持参下さい。

◉**問い合わせ** きれいなまちづくり運動実行委員会事務局(☎28―一〇〇〇 内線352 市清掃課内)へ